奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例等施行規則

令和5年3月31日 奈良県規則第51号

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年12月奈良 県条例第19号。以下「条例」という。)及び個人情報の保護に関する法律施行令(平 成15年政令第507号。以下「令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとす る。

(費用負担の額等)

- 第2条 条例第4条第2項に規定する規則で定める方法は、別表の2の項から4の項までの上欄に掲げる行政文書(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第1項ただし書に規定する地方公共団体等行政文書をいう。以下同じ。)の種別ごとに、同表の2の項から4の項までの中欄に掲げる方法とする。
- 2 条例第4条第2項に規定する規則で定める額は、当該写しの作成に要する費用として、別表の上欄に掲げる行政文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額)及び当該写しの送付に要する郵送料とする。ただし、当該写しを委託により作成したときの写しの作成に要する費用は、当該委託に要した額とする。
- 3 前項の費用は、前納とする。

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第3条 令第28条第4項に規定する規則で定める方法は、現金とする。

(実施状況の公表)

第4条 条例第15条の規定による実施状況の公表は、インターネットの利用により行う ものとする。

(会長)

- 第5条 奈良県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部法務文書課において処理する。

(委任)

第8条 前3条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会 に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(奈良県個人情報保護審議会規則等の廃止)

2 奈良県個人情報保護審議会規則(平成12年3月奈良県規則第67号)及び奈良県個人情報保護条例施行規則(平成12年9月奈良県規則第21号)は、廃止する。

別表 (第4条関係)

行政文書の種別	開示の実施の方法	費用負担の額
1 文書又は図画	ア 複写機により複写したもの(単色刷りで、A3判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。)の交付	1枚につき、10円
	イ 複写機により複写したもの(多色刷りで、A3判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。)の交付	1枚につき、50円
	ウ ア及びイに掲げる方法以 外の方法により作成した写 しの交付	当該写しの作成に要する 費用に相当する額
2 録音テープ又は 録音ディスク	録音カセットテープ (日本産 業規格 C 5568に適合する記録 時間120分のものに限る。) に複写したものの交付	1巻につき、250円
3 ビデオテープ又 はビデオディスク	ビデオカセットテープ (日本 産業規格 C 5581に適合する記 録時間120分のものに限る。) に複写したものの交付	1巻につき、300円
4 電磁的記録(2 の項又は3の項に 該当するものを除 く。)	ア 用紙に出力したものを複写機により複写したもの(単色刷りで、A3判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。)の交付	1枚につき、10円
	イ 用紙に出力したものを複写機により複写したもの(多色刷りで、A3判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。)の交付	1枚につき、50円
	ウ フレキシブルディスクカ ートリッジ(日本産業規格	1枚につき、60円

X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。) に複写したものの交付	
エ 光ディスク (日本産業規格 X 0606及び X 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。) に複写したものの交付	1枚につき、90円
オ 光ディスク (日本産業規格 X 6241に適合する直径12 0ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。) に複写したものの交付	1枚につき、110円
カ アからオまでに掲げるも の以外の電磁的記録媒体に 複写したものの交付	当該写しの作成に要する 費用に相当する額